



訪問診療・往診専門

かさまつ在宅クリニック

かさまつ
通信

No.3

(平成27年8月)

今回のテーマも『認知症』です。第二回目として、“認知症とうまく付き合うためには？”についてお話しします。認知症と診断された方についてのお話しになります。認知症といってもいろんな段階があります。初期の段階で診断された方、少し進行して診断された方などさまざまであると思います。しかし、いずれの段階でも大切なことが二つあります。

一、 病気について知ること

どんな病気も同じですが、相手（病気）を知ることが大事です。認知症ってどんな病気なんだろう？進行したらどうなるのかな？おくすりは？など。

公益社団法人『認知症の人と家族の会』徳島県支部という相談窓口もあります。情報を共有することや意見交換は、ご家族にとっても日頃の介護に対する不安や疑問が解消されることでしょう。

一、 周りの人に助けを求めること

病気については知られたくないと思うのは、当然のお気持ちだと思います。ただ、この認知症という病は、家族だけでなく、『地域』のみんなで支えていくものだと私は思います。残念ながら、個人差はありますが、進行してしまう病気です。ひとりでは、家族だけで悩まず、みんなで助け合いながらという形が、大事な『くすり』のような役割を果たすのではないのでしょうか？ちょっととした声掛けで、心が休まったり、なごんだり、そのやさしい気持ちで、病気の進行を遅らせることを可能とされることと思います。

最近、認知症が原因の事故や事件を見聞します。ご家族だけでなく、『地域』の人の『目配り』があれば、防げたのではないかと？という事案もあります。もし、あなたのご近所で、家に帰れなくなった認知症の方に出会ったとしたら、やさしく声をかけてあげてくださいね。連絡先がわからなければ、民生委員の方や警察の方と相談してみてください。約一万人の行方不明者の方（認知症などが原因）が、一日でもはやくご家族のもとに帰ることができるように、みんなで、温かく見守る『地域』になっていくことを願うばかりです。

(院長 笠松 哲司)

保険証・受給者証等の提示のお願い

『後期高齢者医療被保険者証』、『重度心身障害者等医療費受給者証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』は毎年7月31日まで、『国民健康保険被保険者証』、『特定医療費（指定難病）受給者証』は9月30日までの有効期限となっております。（※有効期限が短い場合などもありますので、ご注意ください。）

また、平成27年8月1日より、介護サービスの自己負担額が所得や収入に基づいて、1割または2割となります。介護認定されている方には、7月下旬までに『介護保険負担割合証』が送付されます。

新しい保険証・各種受給者証等がお手元に届きましたら、訪問時に確認させていただきますので、ご準備の程よろしくお願い致します。なお、その他の保険証等につきましても、変更があった場合はその都度ご提示くださいますようお願い致します。





訪問診療・往診専門

かさまつ在宅クリニック

かさまつ
通信

No.3

(平成27年8月)

例年よりも長引いた梅雨がやっと明け、毎日蒸し暑い日々が続いております。お子様のいらっしゃるご家庭は、夏休みも始まり、普段よりも賑やかに過ごしていきましょう。

我が家も、れっきとした共働き家庭。三人の子供たちは学童や預かり保育へと委ねられ、やっと家に帰ってきたと思ったら、やれ宿題は？お手伝いは？と母親にうるさく言われ、とてもお休み気分ではないかもしれません(笑)。

この、かさまつ通信も第三号。隔月発行ながら、あつという間に院長より締切を迫られ、日々の過ぎるスピードの速さを実感してしまいます。このままでは、子供たちの宿題の面倒を見てやる暇もなく夏休みが終わってしまいそうです！

さて、先月末、日本小児科学会徳島地方会という小児科医の集まりで、当クリニックの小児在宅医療への取り組みについて発表してまいりました。

当クリニックが開業してから約二年半の間、担当した患者様の延べ人数は約二〇〇名ですが、そのうち私が担当させていただいた小児の患者様は九名。二〇一〇年に発表されたデータでは、全国一九二八か所の在宅療養支援診療所のうち、小児の在宅医療を十例以上経験した診療所は、わずか三十一か所でした。数は少ないですが、開院当初から今現在まで担当している患者様もおられ、その成長ぶりを間近でみられることは小児科医としても嬉しいことでもあります。

近年、在宅におけるホスピスケアや、認知症や神経難病などで通院困難な方の在宅医療がクローズアップされ、大人の医療ではその認知度も高まっていますが、小児在宅の分野はまだまだ発展途上。従来は、病院の主治医が病院で患者様の在宅管理をしていましたが、それぞれの患者様の生活環境や療養状況の把握は不十分だったのではないかと考えられます。

大人の場合、今まで住み慣れたご自宅へ入院先の病院から帰るといって、在宅療養に移行する場合の生活環境はある程度予測可能です。しかしながら、初めてのお子様が病気で、在宅での医療行為が必要であった場合、ご自宅に帰ってどのように生活したらよいか途方に暮れるご家族も多いのご意見がありました。そのようなご家族、また医療従事者に対しても、小児在宅医がどのような医療を提供しているか情報発信ができれば、ご家族の安心感にもつながっていくものと考えます。小児の在宅生活は、お子様の成長に伴って、教育現場や行政との関わりも複雑になっていきます。冒頭、夏休みに触れましたが、患者様のご家族にとっては、その介護に一日もお休みはありません。ご家族が少しでも息抜きができる場が提供できないかどうか、思いを馳せる夏でもあります。

(小児科 笠松 由華)

～平成27年度臨時福祉給付金について～

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施されるものです。

平成27年度分の住民税が課税されていない方を対象に、平成27年度中に、対象者1人につき6,000円が支給されます。

臨時福祉給付金の具体的な申請手続きは、厚生労働省専用ダイヤル0570-037-192(9～18時・平日のみ。ただし8/1～12/20は土日祝も開設)または、申請先の市町村までお問い合わせ下さい。